

竜王町移住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内への移住および定住の促進、中小企業等における人材不足の解消を目的に、滋賀県と共同で行う移住支援事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則（昭和50年竜王町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、滋賀県移住支援事業補助金交付要綱（令和元年6月14日付け滋労雇第881号滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課通知）に規定する法人に就職した者のうち、次のいずれにも該当する者とする。ただし、単身の場合は、第3号に規定する要件を除く。

(1) 移住等に関する要件は次のいずれにも該当することとする。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京都区部（東京都の特別区の存する区域をいう。以下同じ。）内に在住または東京圏（東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）または小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し東京都区部内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京都区部内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京都区部内への通勤をしていたこと（ただし、東京都区部内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

ウ 令和元年6月14日以降に本町に転入していること。

エ 補助金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。

オ 町内に補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

カ 暴力団等の反社会的勢力に属している者または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

キ 日本人または外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ク その他町長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件は次のいずれにも該当することとする。

ア 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。

オ 求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。

カ 法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 世帯に関する要件は次のいずれにも該当することとする。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年6月14日以降に転入していること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力に属してい

る者または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とする。

- (1) 申請者が属する世帯の世帯員の数が2以上の場合(世帯) 100万円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合(単身) 60万円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、竜王町移住支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 顔写真付き身分証明書の写し
- (2) 就業証明書(竜王町移住支援補助金の申請用)(別記様式第2号)
- (3) 移住先の住民票の写し(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員分)
- (4) 移住元の住民票の除票の写し(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員分)
- (5) 就業先が補助金対象法人であることがわかるもの
- (6) 暴力団等の排除に関する誓約書兼承諾書(別記様式第3号)
- (7) その他町長が必要と認める書類

(報告および調査)

第5条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助事業の遂行状況の報告および調査を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第6条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、竜王町移住支援補助金交付決定取消通知書(別記様式第4号)により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 交付決定の全部の取消し
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金の申請日から3年未満に竜王町から転出した場合

ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

(2) 交付決定の一部(半額)の取消し

補助金の申請日から3年以上5年以内に竜王町から転出した場合

2 町長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、期限を定めて、補助金の全部または一部について、返還を命ずるものとする。

(特例)

第8条 規則第12条の規定に基づく実績報告は、同条ただし書の規定により第4条の補助金の交付申請によってなされたものとみなす。

2 規則第13条の規定に基づく額の確定通知は、同条ただし書の規定により規則第6条の決定通知によってなされたものとみなす。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和2年2月14日から施行する。